

福島の100万時間の生活復興カレンダー

川崎 興太 福島大学

10万時間の生活復興カレンダーと福島の“2020年問題”

被災者の生活再建は、10時間、100時間（4日）、1000時間（42日）、10000時間（1年）、100000時間（10年）という5つの区切りを持ちながら漸進的に実現されると説明されることがある。阪神・淡路大震災後に作成された生活復興カレンダーである。0～10時間は「失見当」、10～100時間は「被災地社会の成立」、100～1000時間は「災害ユートピア」、1000～10000時間は「現実への帰還」、10000～100000時間は「創造的復興」の段階と説明されている。

福島原発事故が発生してから、まもなく10万時間（10年）が経過する。これまで政府は、2020年度までの10万時間を復興期間と位置づけ、除染やインフラの復旧・再生などの復興政策を実施してきた。空間放射線量は大幅に低減し、避難指示は帰還困難区域を除いて解除され、公式統計上の避難者数は16万人から4万人まで減少した。東京電力による損害賠償の支払いが進み、福島イノベーション・コースト構想に基づく事業が進展しつつある。こうした側面をとらえて、福島の復興の前進と評価されることがある。

しかし、それは速断である。そもそも、被災者の避難や不安の原因となった原発事故が収束しておらず、放射能汚染が解消したわけではない。避難指示が解除された地域でも、生活環境が再生したわけではない。福島の内外に避難し続けている方、帰還した方、福島で暮らし続けてきた方など、それぞれの方が生活や生業の面での困難を抱えながら暮らしている。震災関連死の死者数や震災関連自殺者数が増え続けており、被害の回復や損害の賠償を求める多数の集団訴訟やADRが続けられている。

10万時間が経過しようとしている福島は、「創造的復興」の段階にあるとは言えない状況にある。むしろ、“2020年問題”，すなわち、福島原発事故の発生に伴う被害が広域かつ長期的に続き、被災者の生活再建も被災地の再生も果たされていないにもかかわらず、復興期間が終了し、東京オリンピックが開催される予定であった2020年までに、原子力災害を克服した国の姿を形づくるために進められてきた福島復興政策から発生する諸問題が顕在化している。

福島100万時間の生活復興カレンダーの作成に向けて

原子力災害は、自然災害とは異なって、原因者の存在、被害の広域性と長期性、避難の広域性と長期性をその特質とする（図1）。しかし、自然災害を前提とする災害対策基本法と、これをベースにした原子力災害対策特別措置法を

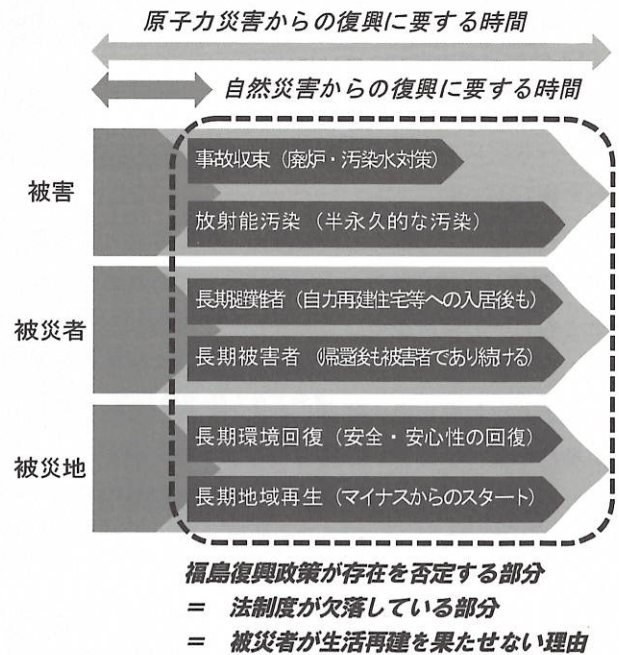


図1 自然災害と原子力災害の復興に要する時間の違い

中心とする原子力災害関連法制度が前提としている空間性と時間性は、被害と避難の広域性と長期性という原子力災害の特質に即したものになっていない。これこそ、福島復興政策が被災者の生活再建を限界づけてきた、または、妨げてきた構造的な要因の一つである。

最大の問題は、現行の原子力災害関連法制度は、広域かつ長期的な避難生活の支援を保障するものになっていないことである。避難先で自宅を確保したりすることで、避難者としてカウントされなくなった方を含めて、避難先での避難生活の支援や生活再建の支援を求めている被災者が多いのは、原発事故が収束しておらず、放射能汚染も解消されていないことが大きな要因となっている。廃炉の完了までには事故後40年程度かかると説明されており、放射能汚染は半永久的に持続する。被害が広域かつ長期的に持続するのであるから、広域かつ長期的な避難が持続するのは当然であるが、避難生活の支援が打ち切られることで避難者は苦境に陥っている。原発事故の原因者は、避難者の生活再建が果たされるまで支援を行う必要がある。

これまでに福島原発事故に関する検証は行われているが、原子力災害に関する検証は公的には行われていない。復興期間の10年間における福島復興政策の実績を検証し、福島100万時間（100年）の生活復興カレンダーを作成することが求められている。